入　札　説　明　書

（ 一 般 競 争 入 札 ）

契　約　名　称

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約

この物件への入札参加はその他（リース・レンタル）業種の競争入札参加資格者に限られます。物品及び建設関係の競争入札参加資格では参加できませんので、参加を希望される方はその他（リース・レンタル）の競争入札参加資格審査の申請を行ってください。

今回、競争入札参加資格審査の申請をされる方は、平成２６年８月２９日（金）午後５時００分までに福岡県庁行政南棟１階の総務事務センター調達班へ申請書及び必要書類を提出してください。

平成２６年８月１２日

福岡県環境部環境保全課

入札説明書項目

- 入札説明書
- 入札までの流れ
- 入札参加者心得
- 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- 仕様書（福岡県大気常時監視測定機器）
- 契約書
- 入札参加申請書
- 同等品申請書
- 入札書及び記入例
- 履行証明書
- 委任状及び作成例
- 誓約書
- 入札までの日程表

入札説明書

本調達案件は、平成２６年８月１２日公告の福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約です。

入札に参加する者は、本公告及び下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、平成２６年８月２９日（金）午後５時００分までに書面にて下記３に掲げる所属に説明を求めることができる。

入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　入札説明会

⑴　日時

平成２６年８月２１日（木）午前１０時００分

⑵　場所

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県環境部会議室（県庁行政南棟３階）

⑶　その他

出席者は１者につき２名までとする。

２　現地説明会

⑴　日時

平成２６年８月２５日（月）、平成２６年８月２６日（火）

⑵　場所

仕様書指定の４地点

⑶　その他

詳細については、下記３の部局と協議すること。

３　入札

⑴　提出場所

福岡県環境部環境保全課大気係（県庁行政南棟３階）

〒812－8577 福岡市博多区東公園７番７号

電話番号 092－643－3360（ダイヤルイン）

ＦＡＸ番号 092－643－3357

⑵　入札書提出期限

平成２６年９月１９日（金）午後５時００分

⑶　注意事項

ア　入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。期限内に必着のこと。）

により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ　入札金額は、本契約に要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ　最低制限価格は設けない。

エ　契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

オ　入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「９月２２日開封≪福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約≫に係る入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「９月２２日開封≪福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約≫に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

カ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

キ　入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

⑷　入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

４　入札保証金の納付期日

平成２６年９月１９日（金）　午前１０時００分～午後３時００分

５　開札

⑴　日時

平成２６年９月２２日（月）午前１０時００分

⑵　場所

福岡県環境部会議室（県庁行政南棟３階）

福岡市博多区東公園７番７号

⑶　開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

⑷　落札者がない場合

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

～入札までの流れ（補足説明）～

１　入札参加申請書の提出

入札参加条件は公告に記載しています。入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（様式第１号）を９月１１日（木）午後５時までに環境部環境保全課大気係に提出していただきます。提出がない場合は、入札には参加できません。

なお、競争入札参加資格を申請中の者は、資格者番号の欄にその旨を記載すること。

郵送の場合は、書留郵便としてください。

２　同等品申請について

同等品で入札する場合は、同等品申請書と仕様書性能を満たす証明として製品のカタログを提出し、承認を得る必要があります。

提出期限は、平成２６年９月３日（水）午後５時必着です。仕様を満たしているかの可否は平成２６年９月９日（火）午後５時までに通知します。

３　入札等に関する質問及び回答について

入札物件に関する質問は、平成２６年８月２９日（金）午後５時までに環境部環境保全課大気係へ必ず書面で行ってください（ＦＡＸ可）。回答はＦＡＸ等にて９月５日（金）に行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。

４　入札書の提出方法について

⑴　提出方法については、環境部環境保全課大気係に直接持参するか、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。

⑵　直接提出する場合は、封書にして氏名（法人名）及び「９月２２日開封《福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約》に係る入札書在中」と朱書きしてください。

⑶　郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限日の９月１９日（金）午後５時までに必着のこと。その場合は、直接提出する場合と同様の方法により通常の封書にした入札書をさらに封書にし（二重封筒）、「９月２２日開封《福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約》に係る入札書在中」と朱書きしてください。また、宛先は入札説明書記載の環境部環境保全課大気係宛となります。

５　入札書の日付と入札書の記名押印について

⑴　入札書の日付は、提出期限である９月１９日又はそれ以前の日付となります。日付のないもの、又は日付の記載誤りがある場合、当該入札書は無効となりますので、注意してください。

⑵　代理人が入札書を作成する場合には、入札書の提出前に「委任状」を

提出してください。その場合、記名・押印は、「委任状」で届け出たものを使用することになります。

6　入札書の書き方について

⑴　金額、記名、押印がない場合は無効となります。金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意してください。）

⑵　賃貸借費用（税抜き価格）の契約期間（７年間）における総額を記載してください。

⑶　その他記入例を参考にしてください。

7　入札保証金について

⑴　現金（小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限ります。）により納付する場合は、受入れの準備が必要になるため、平成２６年９月１９日（金）の午前１０時～午後３時に環境部環境保全課大気係に持参してください。

　なお、委任状が提出されていれば、入札保証金納付の手続きは代理人の私印でできます。委任状を提出されない場合は、代表者印がないと納付の手続きができませんので、その場合はあらかじめ「保証金等納付書」を環境部環境保全課において入手し、必要事項を記入の上、代表者印を押印して持参するようにしてください。

⑵　保証保険契約又は履行証明書による場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名及び「９月２２日開封《福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約》に係る入札保証保険契約証書在中」又は「９月２２日開封《福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約》に係る履行証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限までに提出してください。

⑶　保証金、保証保険及び履行証明書等の詳細な内容については別紙（「入札保証金・契約保証金」についての注意事項）を参照してください。

8　開札について

⑴　開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は「委任状」で届け出ている方に限ります。

⑵　当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

9　再度入札について

　１回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ、全員の同意が得られれば、その場で２回目の入札を行うこともあります。なるべくそのときの準備もお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて２回目の入札を行います。

　ただし、いずれの場合も１回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが２回目の入札に参加できますので御注意ください。

入　札　参　加　者　心　得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
4　開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
6　県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
7　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、金額はアラビア数字で記入すること。
8　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することはできない。
⑴　金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札。
⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札。
⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
⑷　入札書が所定の場所及び日時に到着しない入札。
⑸　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。
⑹　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額の１００分の５に達しない入札。
⑺　金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札。
⑻　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
⑼　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札。
9　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
　また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。
10　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
11　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
12　入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
14　入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項
（熟読をお願いします。）

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。なるべく**履行証明もしくは入札保証保険契約証書**の提出をご検討ください。

① 入札保証金を納める。（金額は入札しようとする金額の１００分の１０８（＝税込金額）の５％以上）この場合、現金・小切手等（小切手の場合は銀行が振出又は支払保証をしたものに限る。）とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、環境部環境保全課にてお配りします。

② **入札保証保険に入ってその証書を提出する。**（金額は、**入札しようとする金額の１００分の１０８（＝税込金額）の５％以上**）
保証期間は**入札日から２週間程度**の期間でお願いします。
保険契約者は、福岡県の競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者です。
被保険者は、福岡県知事　小川　洋です。（福岡市博多区東公園７－７）

保険契約者の誤り、被保険者の誤り、保証期間の誤り及び保険金額の誤り等があった場合は入札が無効となりますのでご注意ください。

③ **履行証明を提出する。**（様式は入札説明書中の「履行証明書」を参照）
これは、「過去２年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。他の支店・営業所の履行した契約の証明書でも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の１００分の１０８（＝税込金額）の金額の１年分に相当する金額の**２０％を超える**同種の１年分に相当する契約実績を**２件分**ということになります。

<例>100 万円が入札金額の場合、税込金額が 108 万円になります。 今回は 84 ヶ月の契約なので、１年分（12 ケ月）分の 20%を超えるということで、1,080,000 円×12/84×20%＝30,857 円を超える１年分の契約実績、具体的には、30,858 円以上の１年分の契約実績が２件分必要ということです。ただし、合計ではなくて、各々の契約実績が 30,858 円を超えている必要があります。

様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは履行が完了したことを確認できないため不可となりますのでご注意ください。

○落札後の契約保証金については、金額が変わりますのでご注意ください。
契約保証金・・・契約金額の１０％以上
履行保証保険・・契約金額の１０％以上（保証期間は契約の始期から終期まで）
履行証明・・・・契約金額×１２／８４の２０％を超える同種の契約実績

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約仕様書

この仕様書は、福岡県（以下「甲」という。）が平成２６年度に設置予定の福岡県大気常時監視測定機器の新規調達に関する甲と受託者（以下「乙」という。）の契約履行について必要事項を定めるものである。

１　納入品名及び数量

納　入　品　名	数　量	備　考
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機	４式	下記の納入場所にそれぞれ１式ずつ納入すること。
窒素酸化物自動測定機	４式	
オゾン自動測定機	４式	
風向風速計	４式	
微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機	４式	

２　納入場所

(1) 篠栗町総合保健福祉センター　（糟屋郡篠栗町大字田中１番地 1）【篠栗大気常時監視測定局】
(2) 飯塚市穂波Ｂ＆Ｇ海洋センター　（飯塚市平恒 54 番地 24）【飯塚大気常時監視測定局】
(3) 杷木地域生涯学習センター　（朝倉市杷木池田 483 番地 1）【朝倉大気常時監視測定局】
(4) 八女市立花総合保健福祉センター（八女市立花町谷川 1156 番地）【八女大気常時監視測定局】

３　納入期限、契約期間及び賃貸借期間

(1) 納入期限
　平成２７年１月３０日（金）
(2) 契約期間
　契約日から平成３４年１月３１日（月）
(3) 賃貸借期間
　平成２７年２月１日（日）から平成３４年１月３１日（月）

４　構成

本仕様は、本体、筐体、記録計、各社標準付属品、テレメータ接続部品及び賃貸借期間中（７年分）に要する消耗品・定期交換部品・メーカー推奨部品（記録計のオーバーホールは除く。）のすべて並びに設置・運用に係る工事で構成される。

ただし、風向風速計の定期交換部品、メーカー推奨部品は含まない。

なお、搬入費、設置工事費、試運転調整費及び使用説明に必要な費用等を含める。

５　仕様

<table>
<tr><th>機器名</th><th>二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機及び付属品</th></tr>
<tr><td>機器
詳細</td><td>・二酸化硫黄自動測定機（紫外線蛍光方式）
・浮遊粒子状物質自動測定機（ベータ線吸収方式）
・記録計
・測定機器ラック
・付属品</td></tr>
<tr><td rowspan="12">機器

機能</td><td>○二酸化硫黄自動測定機（紫外線蛍光方式）</td></tr>
<tr><td>①　紫外線蛍光方式により大気中の二酸化硫黄を連続測定すること。
②　「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。
③　表示部は液晶表示器等であり視認性に優れていること。
④　操作部はタッチパネル式又はキーボード操作等により操作性に優れていること。
⑤　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。
⑥　校正用ガス調整装置を含むこと。校正用ガスボンベはレンタルで対応し、ガスラック等のボンベ転倒防止対策を行うこと。</td></tr>
<tr><td>○浮遊粒子状物質自動測定機（ベータ線吸収方式）</td></tr>
<tr><td>⑦　ベータ線吸収方式により大気中の１０μｍ以下の浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）を連続測定すること。
⑧　「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。
⑨　表示部は液晶表示器等であり視認性に優れていること。
⑩　操作部はタッチパネル式又はキーボード操作等により操作性に優れていること。
⑪　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。</td></tr>
<tr><td>○記録計</td></tr>
<tr><td>⑫　上記二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機と接続して使用できるものであること。</td></tr>
<tr><td>○測定機器ラック</td></tr>
<tr><td>⑬　上記二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機及び記録計を保管すること。
⑭　機器の点検作業が容易な高さに二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機及び記録計が配置される構造であること。</td></tr>
<tr><td>○付属品</td></tr>
<tr><td>⑮　取扱説明書に記載されている標準付属品及び賃貸借期間中に計測に必要な物品を納入すること。</td></tr>
<tr><td>○その他</td></tr>
<tr><td>⑯　十分な測定感度を維持できなくなった場合は、ベータ線源の交換を行うこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機器名</th><th>窒素酸化物自動測定機及び付属品</th></tr>
<tr><td>機器
詳細</td><td>・窒素酸化物自動測定機（化学発光方式）
・記録計
・測定機器ラック
・付属品</td></tr>
<tr><td rowspan="8">機器
機能</td><td>○窒素酸化物自動測定機（化学発光方式）</td></tr>
<tr><td>①　化学発光方式により大気中の窒素酸化物を連続測定すること。
②　「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。
③　表示部は液晶表示器等であり視認性に優れていること。
④　操作部はタッチパネル式又はキーボード操作等により操作性に優れていること。
⑤　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。
⑥　校正用ガス調整装置を含むこと。校正用ガスボンベはレンタルで対応し、ガスラック等のボンベ転倒防止対策を行うこと。</td></tr>
<tr><td>○記録計</td></tr>
<tr><td>⑦　上記窒素酸化物自動測定機と接続して使用できるものであること。</td></tr>
<tr><td>○測定機器ラック</td></tr>
<tr><td>⑧　上記窒素酸化物自動測定機及び記録計を保管すること。
⑨　機器の点検作業が容易な高さに窒素酸化物自動測定機及び記録計が配置される構造であること。</td></tr>
<tr><td>○付属品</td></tr>
<tr><td>⑩　取扱説明書に記載されている標準付属品及び賃貸借期間中に計測に必要な物品を納入すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機器名</th><th>オゾン自動測定機及び付属品</th></tr>
<tr><td>機器
詳細</td><td>・オゾン自動測定機（紫外線吸収方式）
・記録計
・測定機器ラック
・付属品</td></tr>
<tr><td rowspan="6">機器
機能</td><td>○オゾン自動測定機（紫外線吸収方式）</td></tr>
<tr><td>①　紫外線吸収方式により環境大気中のオゾンを連続測定すること。
②　「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。
③　表示部は液晶表示器等であり視認性に優れていること。
④　操作部はタッチパネル式又はキーボード操作等により操作性に優れていること。
⑤　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。</td></tr>
<tr><td>○記録計</td></tr>
<tr><td>⑥　上記オゾン自動測定機と接続して使用できるものであること。</td></tr>
<tr><td>○測定機器ラック</td></tr>
<tr><td>⑦　上記オゾン自動測定機及び記録計を保管すること。
⑧　機器の点検作業が容易な高さにオゾン自動測定機及び記録計が配置される構造であること。</td></tr>
</table>

	○付属品
	⑨　取扱説明書に記載されている標準付属品及び賃貸借期間中に計測に必要な物品を納入すること。

機器名	風向風速計及び付属品
機器詳細	・風向風速計発信器（風車型） ・記録計 ・付属品
機器機能	○風向風速発信器（風車型）
	①　別記仕様詳細のとおり「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。 ②　気象庁検定に合格したものを納入すること。 ③　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。
	○記録計
	④　上記風向風速計発信器と同一のメーカーで、接続して使用できるものとし、別記仕様詳細を満たすこと。
	○付属品
	⑤　取扱説明書に記載されている標準付属品及び賃貸借期間中に計測に必要な物品を納入すること。

機器名	微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機及び付属品
機器詳細	・微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機（β線吸収方式） ・記録計 ・付属品
機器機能	○微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機（β線吸収方式）
	①　β線吸収方式により環境大気中の微小粒子状物質（PM2.5）を連続測定すること。 ②　「環境大気常時監視マニュアル第６版」（環境省水・大気環境局）に定める基本仕様を満たすこと。 ③　環境省が行う標準測定方法との並行試験において、平成 22 年 10 月 15 日付け及び平成 23 年 7 月 4 日付けで環境省が公表した等価性評価に合格したもの。 ④　表示部は液晶表示器等であり視認性に優れていること。 ⑤　操作部はタッチパネル式又はキーボード操作等により操作性に優れていること。 ⑥　本県のテレメータシステムに接続が可能であること。
	○記録計
	⑦　上記微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機と接続して使用できるものであること。
	○付属品
	⑧　取扱説明書に記載されている標準付属品及び賃貸借期間中に計測に必要な物品を納入すること。

	○その他
	⑨　微小粒子状物質（PM2.5）の分粒装置はJIS Z 8851を満たすこととする。 　粒子を捕集することの出来るテープ状ろ紙があり、素材はフッ素樹脂（PTFE）製、保護カバーテープの装着や着脱が可能であるよう供給機能を備えること。 ⑩　本体は、すべて屋外に設置する。 　なお、機器を外部の天候等の影響から保護するための屋外シェルターを用いること。 ⑪　十分な測定感度を維持できなくなった場合は、ベータ線源の交換を行うこと。 ⑫　保護カバーテープは、他の消耗品と同様に賃貸借期間中必要な消耗品とする。

6　基準機種

機種については、以下の製品（周辺機器含む）のいずれかまたは同等品若しくは同等品以上とする。

二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機
(1)　紀本電子工業株式会社　　二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動計測器 　　ＳＡＰ－７００ (2)　東亜ディーケーケー株式会社　大気中ＳＯ$_2$・ＳＰＭ測定装置 　　ＧＦＳ－３２７Ｂ
窒素酸化物自動測定機
(1)　紀本電子工業株式会社　　窒素酸化物自動計測器 　　ＮＡ－７２１ (2)　東亜ディーケーケー株式会社　大気中窒素酸化物測定装置 　　ＧＬＮ－３５４Ｂ
オゾン自動測定機
(1)　紀本電子工業株式会社　オゾン自動計測器 　　ＯＡ－７８１ (2)　東亜ディーケーケー株式会社　大気中オゾン測定装置 　　ＧＵＸ－３５３Ｂ
風向風速計
(1)　株式会社小笠原計器製作所　　風向風速計 　　Ｃ－Ｗ１０５ (2)　光進電気工業株式会社　　風向風速計 　　ＭＶＳ－３５０
微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機
(1)　紀本電子工業株式会社　微小粒子状物質自動計測器 　　ＰＭ－７１２ (2)　東亜ディーケーケー株式会社　微小粒子状物質(PM2.5)測定装置 　　ＦＰＭ－３７７Ｂ－１

同等品若しくは同等品以上とする場合は、上記の仕様を満足するもので、環境保全課の承認を受けること。

7　機器の設置等

(1) 機器の設置にあたり、事前に工程表を提出すること。
(2) 微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機及び風向風速計発信器は屋外に設置するものとする。

(3) 測定機から採取口までの採取管を設置すること。（先端には、防虫、雨水対策を講じること。）
(4) 機器の設置、調整完了後、速やかに１週間分の測定データを検証し、検証結果について書面で報告すること。
(5) 微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機の設置
・屋外シェルター及び試料大気導入口は転倒しないように固定すること。
・試料大気導入口は、局舎の屋根よりも１ｍ以上超えるように設置すること。
・軟弱な地面の場合は基礎工事を行うこと。ただし、自動測定機の重量にもよるので、基礎工事については十分考慮すること。
・水平レベルを調整すること。
(6) 風向風速計発信器の設置
・福岡県が指定する支柱に設置すること。（取付金具は準備すること。）

８　テレメータ通信等

(1) 測定機とテレメータとの接続に要する費用（取付調整、変換器、ケーブル及び端子器）は本契約に含めることとする。
(2) テレメータのハブ、端子器及び測定機を各々専用ケーブル等で接続すること。
なお、ケーブルの仕様は、本県のテレメータシステム管理業者と十分協議すること。
(3) テレメータとの接続確認は、納入期限までに本県のテレメータシステム管理業者と立ち会いのもと行うこと。

９　書類の提出

機器の設置、調整完了後、速やかに次に掲げる書類を提出すること。
(1)取扱説明書、操作マニュアル　　　　　各機器ごとに１部ずつ＋予備１部（コピー可）
(2)出荷前の性能、品質を証明する書類　　各機器ごとに１部ずつ
(3)作業報告書
(4)納入する消耗品、定期交換部品及びメーカー推奨部品リスト

10　保証

(1) 取扱説明書に従って使用したにもかかわらず、製品の納品後１年以内に発生した故障については、受注者の責任として、無償で修理するものとする。ただし、自然災害その他不可抗力に起因するものについては、この限りではない。
(2) 測定機器の納入後１年を経過しても、同一の原因によるトラブルが頻発する場合は、受注者は頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障については(1)の取り決めにかかわらず、無償で対応するものとする。（微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機の屋外シェルターを含む）。
(3) 補修部品の供給体制、製造元以外では修理できない故障や技術者の派遣等について、即応可能な技術サービス体制が整っていること。
(4) 契約期間中継続して賃貸借物件に動産総合保険を付保すること。

11　その他

(1) 本仕様書は概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、機能上必要なものは含まれるものとする。

(2) 納品機種は、４局同一の機種であること。

(3) 試運転調整を行い、担当者へ使用方法等について説明すること。

12　疑義事項の処理

本仕様書の解釈及び本仕様書に定めがないことに疑義が生じた場合は、福岡県担当者と書面により協議するものとする。

○風向風速計別記仕様詳細

項　　目	仕　　　様
測定範囲	風向：全方向　０～３６０° 風速：０．４～２０m/s 以内
測定精度	風向：±３°以内 風速：１０m/s 以下は±０．３m/s 以内 　　　１０m/s 以上はその値の±３％以内
電源変動	１００Ｖ±１０％以内
起動風速	０．４m/s 以下
耐風速	６０m/s 以上
許容周囲温度	屋外：－２０～４０℃以上 屋内：０～４０℃
外部出力	風向：０～５４０°に対して 　　　伝送：０～１Ｖ　ＤＣ 　　　記録計：０～１０mV 風速：０～２０m/s に対して 　　　伝送：０～１Ｖ　ＤＣ 　　　記録計：０～１０mV ※風向、風速ともに１０分間平均値 　警報出力（電源断信号、調整中信号）
所要電源	ＡＣ１００Ｖ±１０％　６０H_Z

【記録計】

・記録方法：色別６打点式

・紙送り速度：２５mm/h

・その他：各レンジの目盛りを入れたスケール版を取り付けること。

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約書

福岡県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、物件の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　この契約は、乙が乙所有の測定機器一式を甲の使用に供することを目的とする。

（賃貸借物件）
第２条　賃貸借物件は次のとおりとする。

品　名	型番等	数量
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機		４式
窒素酸化物自動測定機		４式
オゾン自動測定機		４式
風向風速計		４式
微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機		４式

（契約期間）
第３条　本契約の契約期間は、平成　　年　　月　　日から平成３４年１月３１日までとする。ただし、賃貸借物件の賃貸借期間は、平成２７年２月１日から平成３４年１月３１日までとする。

（賃貸借料）
第４条　賃貸借に関する契約金額は、総額　　　　　　　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
この契約に基づく１ヶ月の賃貸借料は、月額　　　　　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は次のとおりとする。
平成２６年度（平成２７年２月１日から平成２７年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成２７年度（平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成２８年度（平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成２９年度（平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成３０年度（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成３１年度（平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成３２年度（平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）
平成３３年度（平成３３年４月１日から平成３４年１月３１日まで）
金　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

（契約保証金）
第５条　(A)契約保証金は、金　　　　　円とする。
　　　　(B)契約保証金は、免除する。

（支払方法）
第６条　乙は、賃貸借物件の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に甲に請求し、甲は、乙から適法な請求があったときは、その日から３０日以内に乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）
第７条　乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（損害保険）
第８条　乙は、乙の負担において、契約期間中継続して賃貸借物件に動産総合保険を付保するものとし、甲は、盗難等の事故が生じたときは、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

（善良な管理者としての義務）
第９条　甲は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理し、良好な環境保持等に努めるものとする。

（秘密保持）
第１０条　甲及び乙は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

（予算の減額又は削減に伴う解除等）
第１１条　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。
２　乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができるものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

（契約の解除）
第１２条　甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
２　乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（違約金の徴収）
第１３条　甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
２　前項の違約金の額は、契約金額（第４条本文中の賃貸借料総額をいう。以下同じ。）の１００分の１０に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。ただし、第５条に規定する契約保証金を納付している場合には、その額を控除する。

（履行遅延金）
第１４条　乙は、甲が定めた期限までに賃貸借物件の引渡しを完了することができない場合においては、甲に対して遅滞なくその理由を付して、期限の延長を求めることができる。

２　前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、乙は、違約金として、その延長日数に応じ当該契約金額を基礎に年２．９パーセントの割合で計算して得た額を甲に支払わなければならない。

（暴力団排除）

第１５条　甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（機器の回収）

第１６条　第３条、第１１条、第１２条又は第１５条によりこの契約が終了した場合は、乙は、乙の負担により速やかに機器を回収しなければならない。

（管轄裁判所）

第１７条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（その他）

第１８条　この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年　　　月　　　日

甲　　　福岡県
代表者　　福岡県知事　　　小　川　　洋

乙　　　住所

氏名

（様式第１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

入札参加申請書

福岡県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　　　　　印
資格者番号
※１

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※２	ＡＡ　・　Ａ　・　Ｂ
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立ての有無	有　　　・　　　無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である　・　期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険契約・履行証明書 その他（　　　　　　　　　　　）
福岡県内に本店・支店又は営業所等を有するか	有する　・　有しない

※１　競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。
※２　入札参加資格決定通知書に記載しています。

担当者

氏　名	電 話 番 号	ＦＡＸ番号 （入札参加確認通知書送付先）

平成　　年　　月　　日

同等品申請書

福岡県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　印

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約に係る入札に関し、下記の物品を同等品として申請します。

記

品　名	項目	同等品として納入しようとする機器
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機	メーカー名	
	型番等	
窒素酸化物自動測定機	メーカー名	
	型番等	
オゾン自動測定機	メーカー名	
	型番等	
風向風速計	メーカー名	
	型番等	
微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機	メーカー名	
	型番等	

担当者

氏　名	電 話 番 号	ＦＡＸ番号

※カタログ等同等品の仕様が確認できる資料を添付すること。

様式第１３１号その３（第１５４条、第１６７条）（賃借用）
様式第１３２号その３（第１６３条、第１６７条）（　〃　）

入　札　書~~（見積書）（請書）~~

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福岡県環境部環境保全課

<table>
<tr><td colspan="2">使　　用　　期　　間</td><td colspan="2">平成　　年　月　日
～平成　　年　月　日</td><td>使用課（財務担当所）名</td><td>福岡県環境部環境保全課</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃　　借　　件　　名</td><td colspan="4">土地・家屋・会場・自動車・船舶
その他（福岡県大気常時監視測定機器一式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地（目的地）</td><td colspan="4">福岡市博多区東公園７－７</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　　　　　称</td><td colspan="4">福岡県環境部環境保全課</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造（車種・定員）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">内

容</td><td>区　　分</td><td>数　量</td><td>期　間</td><td>単　価</td><td>金　　額</td></tr>
<tr><td colspan="2">福岡県大気常時監視測定機器一式
（別紙仕様内訳のとおり）</td><td>８４月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">備考</td></tr>
</table>

上記のとおり入札~~（見積）~~いたします。
福岡県　　　殿

年　　月　　日

住　所
氏　名　　　　　　　　　印

1　契約内容　上記のとおり
2　契約金額　￥
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　　）
3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
4　私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ１年につき、未納部分の代金の 2.9 パーセントの金額を納入します。
5　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
⑴　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
⑵　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
⑶　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

（裏）

(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

６　前項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県　　　　　　殿

年　　月　　日

契約者住所

氏　　　名　　　　　　　　　印

備考　１　入札（見積）金額（土地のみの１月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記入すること。

２　契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の８％に相当する金額を加算した金額（１円未満切捨て）を記入すること。

３　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に108分の８を乗じて得た額（１円未満切捨て）を内数で記入すること。

様式第１３１号その３（第１５４条、第１６７条）（賃借用）
様式第１３２号その３（第１６３条、第１６７条）（　　）

入札書は（表）（裏）を両面コピーして１枚として使用してください。

入　札　書~~（見積書）~~

￥　〇〇，〇〇〇，〇〇〇－　　←入札金額（税抜き、訂正不可）

福岡県環境部環境保全課

使　用　期　間	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日	使用課（財務担当所）名	福岡県環境部環境保全課
賃　借　件　名	土地・家屋・会場・自動車・船舶 その他（福岡県大気常時監視測定機器一式）		
所在地（目的地）	福岡市博多区東公園７－７		
名　　　称	福岡県環境部環境保全課		
構造（車種・定員）			

内容	区　分	数　量	期　間	単　価	金　額
	福岡県大気常時監視測定機器一式 （別紙仕様内訳のとおり）		８４月		
備考					

上記のとおり入札~~（見積）~~いたします。（代表取締役印）
福岡県　　殿

入札参加資格者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

入札書提出日→　平成２６年　　月　　日
住　　所　　福岡市博多区〇〇〇〇
氏　　名　　●●●●●●（株）
代表取締役　　△△　△△　印（代表取締役印）

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　　上記のとおり
2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　　　　）
3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
4　私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ１年につき、未納部分の代金の 2.9 パーセントの金額を納入します。
5　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
⑴　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
⑵　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
⑶　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

委任状受任者欄に押した印鑑と同じ印鑑を押してください。

様式第１３１号その３（第１５４条、第１６７条）（賃借用）
様式第１３２号その３（第１６３条、第１６７条）（　　）

入札書は（表）（裏）を両面コピーして１枚として使用してください。

入　札　書（見積書）　代理人 私 印

←シャチハタ印不可

￥　○○，○○○，○○○－

←入札金額（税抜き、訂正不可）

福岡県環境部環境保全課

使　用　期　間		平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日		使用課（財務担当所）名	福岡県環境部環境保全課
賃　借　件　名		土地・家屋・会場・自動車・船舶 その他（福岡県大気常時監視測定機器一式）			
所在地（目的地）		福岡市博多区東公園７－７			
名　　　称		福岡県環境部環境保全課			
構造（車種・定員）					
内容	区　分	数　量	期　間	単　価	金　額
	福岡県大気常時監視測定機器一式 （別紙仕様内訳のとおり）		８４月		
備考					

上記のとおり入札（見積）します。　代理人 私 印
福岡県　　殿

代表取締役以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

入札書提出日→　平成２６年　　月　　日
住　　所　　福岡市博多区○○○○
氏　　名　　●●●●●（株）
代表取締役　△△　△△
代理人　■■　■■　印

シャチハタ印不可↓　代理人 私 印

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　　上記のとおり
2　契約金額　￥
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　）
3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
4　私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ１年につき、未納部分の代金の 2.9 パーセントの金額を納入します。
5　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
⑴　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
⑵　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
⑶　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

委任状受任者欄に押した印鑑と同じ印鑑を押してください。

様式第１３１号その３（第１５４条、第１６７条）（賃借用）
様式第１３２号その３（第１６３条、第１６７条）（　　）

入札書は（表）（裏）を両面コピーして１枚として使用してください。

代理人 私 印

入　札　書~~（見積書）~~

←シャチハタ印不可

￥　○○，○○○，○○○－

←入札金額（税抜き、訂正不可）

福岡県環境部環境保全課

使　用　期　間	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日			使用課（財務担当所）名	福岡県環境部環境保全課
賃　借　件　名	土地・家屋・会場・自動車・船舶 その他（福岡県大気常時監視測定機器一式）				
所在地（目的地）	福岡市博多区東公園７－７				
名　　称	福岡県環境部環境保全課				
構造（車種・定員）					
内容	区　分	数　量	期　間	単　価	金　額
	福岡県大気常時監視測定機器一式 （別紙仕様内訳のとおり）		８４月		
備考					

上記のとおり入札~~（見積）~~します。
福岡県　　殿

代理人 私 印

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

入札書提出日→　平成２６年　　月　　日

シャチハタ印不可↓

住　所　福岡市博多区○○○○
氏　名　●●●●●●（株）福岡支店
支店長　△△　△△
代理人　■■　■■　印

代理人 私 印

↓これより下は記入しないこと

１　契約内容　　上記のとおり
２　契約金額　￥
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　　　）
３　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
４　私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ１年につき、未納部分の代金の 2.9 パーセントの金額を納入します。
５　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の 100 分の 10 の金額を納入します。
(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
(3)　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

履　行　証　明　書

契約年月日	契約金額(円)	業務内容	契約期間	完了年月日	備考
			平成　年　月　日から		
			平成　年　月　日まで		
			平成　年　月　日から		
			平成　年　月　日まで		
			平成　年　月　日から		
			平成　年　月　日まで		

住　　　　　所
会　　社　　名
代　表　者　名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者名　　　　　　　　　　　　印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住　　　　所
会　社　名
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（委任事項）
福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約に係る以下の事務
1　入札及び見積に関する事務
2　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

<table>
<tr><td>

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住　　　　所
会　　社　　名
代　表　者　名　　　　　　　**代表者印→**　㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　　　　**代理人の私印→**　㊞
（シャチハタ印は不可）

（委任事項）

</td></tr>
</table>

1　資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。

2　委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載し、委任者の㊞は、本社の場合は代表者印（代表取締役印等）を、支店等の場合は支店長印等を必ず押してください。

3　代理人（入札担当者）氏名の後の㊞には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　印

　私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。
　なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　賃貸借契約書第１５条（以下「暴力団排除条項」という。）第１項各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項第１項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第１項第３号及び第４号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第１項第８号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第１５条　甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

入札までの日程表

福岡県大気常時監視測定機器の賃貸借契約			
福岡県環境部環境保全課			
8月	12	火	公告・入札説明書の配布開始
	13	水	
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	
	20	水	
	21	木	入札説明会　午前 10:00～、入札説明書交付締切　午後 5:00 まで
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	現地説明会
	26	火	現地説明会
	27	水	
	28	木	
	29	金	質問受付締切　午後 5:00 まで 競争入札参加資格審査　午後 5:00 まで（総務事務センター調達班）
	30	土	
	31	日	
9月	1	月	
	2	火	
	3	水	同等品申請書の受付締切　午後 5:00 まで
	4	木	
	5	金	質問回答期限
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	同等品申請書の承認通知期限
	10	水	
	11	木	入札参加申請書締切　午後 5:00 まで
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	入札保証金納付　午前 10:00～午後 3:00、入札書提出締切　午後 5:00 まで
	20	土	
	21	日	
	22	月	開札　午前 10:00～